**道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷指定管理者募集要項**

**１　指定管理者の募集**

新温泉町では、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷（以下「道の駅」という。）

の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、新温泉町公の施設に係

る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年新温泉町条例第５７

号。以下「手続条例」という。）及び新温泉町道の駅条例（平成２８年新温泉

町条例第２３号。以下「道の駅条例」という。）に基づき、この要項により指

定管理者を募集します。

**２　目的及び概要**

（１）指定管理の目的

道の駅の有効的な活用を図り、広く地域の活性化に資することを目的と

する。

1. 施設の概要
2. 施設の名称

　道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷

1. 施設の所在地

兵庫県美方郡新温泉町栃谷５７番地ほか

1. 施設の概要

便所棟・飲食棟・情報棟・物販棟・身障者用駐車場・その他駐車場

イベント広場（芝生部分）及びその他付帯施設

1. 管理物品

仕様書のとおり

**３　業務の範囲及び内容**

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

　詳細は、別に定める「道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷指定管理仕様書」（以

下「仕様書」という。）に従い実施することとします。

（１）施設の運営に関する業務

ア．施設の受付、案内に関する業務

イ．施設の利用の許可（一時利用及び取り消しを含む。）に関する業務

ウ．施設の利用料の徴収に関する業務

エ．施設の利用に伴う備品類の使用に関する業務

（２）施設の維持管理に関する業務

ア．施設及び設備の保守点検に関する業務

イ．施設の清掃に関する業務

ウ．備品類の管理・調達に関する業務

エ．その他の維持管理

（３）その他の業務

ア．事業計画書及び収支予算書の作成

イ．事業報告書及び収支決算書の作成

ウ．施設の法定点検、施設点検等の報告

エ．職員研修

**４　管理の基準**

道の駅条例の規定によるもののほか、その他規則等で定める管理の基

　　準に従って、道の駅の管理を行うものとします。

**５　指定の期間（予定）**

令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで

**６　経費に関する事項**

（１）経費

施設の管理運営に要する経費には、人件費、事務費、管理費（修繕費、光

　　熱水費、燃料費、保守管理費）、事業費があり、指定管理者は、次の利用料

金、事業収入等をもってこれらの全ての経費を賄うこととなります。

ア．利用料金

本事業では、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規

　　定に基づく「利用料金制」を採用し、施設の利用に係る利用料金は、指定管

　　理者の収入とする。利用料金の額は、道の駅条例で定める範囲内で、町の承

　　認を得て指定管理者が定めることとする。また、利用料金の減免は、道の駅

　　条例により指定管理者が行うこととします。

イ．事業収入

本施設の設置目的に沿って自らが企画・実施する事業の収入等を指定管

理者の収入として収受することができます。

ウ．指定管理料

道の駅の指定管理料は、年度協定書において定めた指定管理料を指定管

　　理者に支払うものとする。

エ．施設使用料

道の駅条例第１９条の規定を適用します。

（２）管理口座・区分経理

指定管理業務にかかる経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で

　　管理をお願いします。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る

　　経理を区分することとします。

**７　応募の資格等**

（１）応募の資格

①町内に住所を有する団体または複数の団体で構成された共同体（以下「グ

ループ」という。）とし、法人格の有無は問いません。（個人での応募はでき

ません。）

②申請者は下記の条件を満たす団体に限ります。

ア．地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取り消しを受

　けたことがない団体であること。

イ．地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない団体であること。

ウ．町税を滞納していない団体であること。

エ．会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない団体であること。

オ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

カ．本町における指定管理者の指定の手続において、その公平な手続を妨げ又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合していない団体。

（２）複数の団体での共同申請

グループによる申請の場合には、次の点に留意してください。

①グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

②グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独で申

請することはできません。

**８　募集に関する内容**

（１）募集要項及び仕様書

①配布期間は令和４年１月１１日（火）から令和４年１月１８日（火）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

②新温泉町役場商工観光課でお受け取りください。なお、郵便での配布はできません。

③配布時間は午前８時３０分から午後５時までとします。

（２）質問に対する回答

質問等は、原則として文書で行います。

①受付期間は令和４年１月１１日（火）から令和４年１月２１日（金）

正午までとします。

②質問方法はＦＡＸ又は電子メールとします。

③回答方法は原則として、ＦＡＸ又は電子メールにより行います。

**９　応募の手続**

（１）申請書類（様式別添）

指定管理者の指定を受けようとするため、指定申請する団体（以下「応募団体」という。）は、下記の書類を提出してください。

※グループで応募の場合、グループの構成を示す書類（Ａ４縦、横書き）を併せて添付してください。

①指定申請書（様式１号）

②道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷指定管理事業計画書（様式第２号付表１、２）

1. 道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷自主事業に関する事業計画書（様式第３号）
2. 道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷指定管理業務収支計画書（様式第４号）
3. 誓約書（様式第５号）
4. 同意書（様式第６号）
5. 申請資格に関する申立書（別記様式第２号）

⑧添付書類

ア．法人登記簿の謄本（法人の場合）

イ．団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

ウ．代表者の身分証明書（非法人の場合）

エ．申請資格に関する申立書（別記様式第２号）

オ．町税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）

又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（別記様式第２号）

カ．管理を行う公の施設の事業計画書（申請の日の属する事業年度から翌々年度まで）

キ．管理に係る収支計画書（申請の日の属する事業年度から翌々年度まで）

ク．前年度収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

ケ．現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）

コ．団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

サ．団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※注意事項

1. 提出書類は、やむを得ない場合を除き原則として日本工業規格Ａ列４とします。

②町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

③申請に要する費用はすべて申請者の負担とし、提出された書類は返却しま

せん。

④提出書類は、必要に応じて複写することがあります。

⑤提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

（２）提出部数

正本１部及び副本（写し）１部

（３）提出期間及び提出方法

①提出期間：令和４年１月１１日（火）から令和４年１月２８日（金）

正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

②提出時間：午前８時３０分から午後５時

③提出方法：新温泉町商工観光課へ直接持参してください。

※提出後は軽微な変更を除き、記入内容を変更することはできません。

**１０選定方法及び基準**

（１）選定の方法

指定管理候補者の選定審査は、新温泉町指定管理候補者選定委員会（以下

「選定委員会」という。）で行います。

選定の審査は、提出書類の書類審査のうえ、プレゼンテーションを行う場合があります。

※実施する場合の時間、場所等については、提出期限後に別途通知します。

（２）無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

ア．申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合

イ．記載すべき事項の全部又は一部が記載されずに提出された場合

ウ．申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されて提出された場合

エ．虚偽の内容が記載されて提出された場合

オ．審査に対し不当な要求等を申し入れた場合

カ．選定委員会委員に個別に接触した場合

キ．その他選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められた場合

（３）候補者の決定及び通知

町は、選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者となる団体等を決定し、可否について各申請団体等に文書で通知します。

（４）審査の基準

指定管理者の選定は、選定委員会において手続条例第４条の規定に基づき、次の基準により審査し、指定管理者の候補となる団体等を選定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審　査　基　準 | 配　点　　　（内訳） |
| ア．平等利用の確保 | １５点 |
| 1. 一般利用者の平等な利用の確保 | ５点 |  |
| 1. 利用者（出荷者）の平等な利用の確保 | １０点 |  |
| イ．施設の効用の最大限の発揮 | ２５点 |
| 1. 設置目的の理解 | ５点 |  |
| 1. 利用者増への取組 | １０点 |  |
| 1. 利用者の安全確保の取組 | １０点 |  |
| ウ．管理経費の縮減 | １５点 |
| 1. 管理水準の妥当性 | ５点 |  |
| 1. 利用料金の設定 | １０点 |  |
| エ．適切な施設管理能力 | １５点 |
| 1. 人的配置 | ５点 |  |
| ② 申請者の財政・経営的安定性 | １０点 |
| オ．産業振興と地域活性化への取組 | ３０点 |
| 1. 地域活性化に取り組む熱意（方策） | ５点 |  |
| 1. 地産地消・６次化等の施策の反映 | １５点 |  |
| 1. 地域団体等との連携・共同による地元産業の振興 | １０点 |  |
| 合　　　計 | １００点 |